

# 長期所得補償保険

〈団体長期障害所得補償保険〉

【保険期間】  
2024年8月1日  
午前0時から1年間\*  
保険料の払込方法:2024年8月以降  
毎月給与控除されます。  
※募集要領をご参照ください。

病気やケガで長期間働けなくなった際に  
収入を補填できる保険です!!

最長60才まで補償!  
(退職した場合も含む)

復職後の収入減少も  
カバーできる!  
(所定の失業率に応じて補償)

割引率\*  
約53%  
適用!

最長60才  
まで補償!



精神障害も  
補償!(最長5年)



※詳細は7ページをご覧ください。



業務上の身体障害による就業障害については保険金お支払いの対象外  
となります。

## 2024年度のお知らせ

●2024年度は1口あたりの月払保険料を「528円(←前年度は527円)」に変更(引き上げ)させていただきます。

変更理由 加入者の年令割合により、1口あたりの保険料が引き上げとなりました。



前年同様の口数で自動継続される方についても2024年度8月控除より改定後の保険料が適用されます。

- カフェポイントは定期申請期間にWEB申請が必要です。(前年ポイントは継続されません。)※詳細はP's Cafeメニューにてご確認ください。
- すでにご加入されている方で、2024年8月1日現在の満年令が60才の方はお手続きの有無にかかわらず「自動解約」となります。(保険期間中に誕生日を迎える場合は、継続可能です。)  
※ただし、最終給与控除月の翌月1日24時で補償は終了となります。



## 長期所得補償保険 おすすめポイント!

保険金のお支払いの原因となった病気やケガが原因で退職されても、働けない状況が続く限り

最長60才まで続けて保険金をお受け取りいただけます!

保険金は免責期間経過後の「60才到達日\*まで」または「3年間」のいずれか長い方の期間お受け取りいただけます。  
※60才到達日とは、60才に達する誕生日の前日をいいます。  
(以降同様)



精神障害による  
就業障害も補償します!

パナソニックグループならではの精神障害補償は最長5年間補償します。

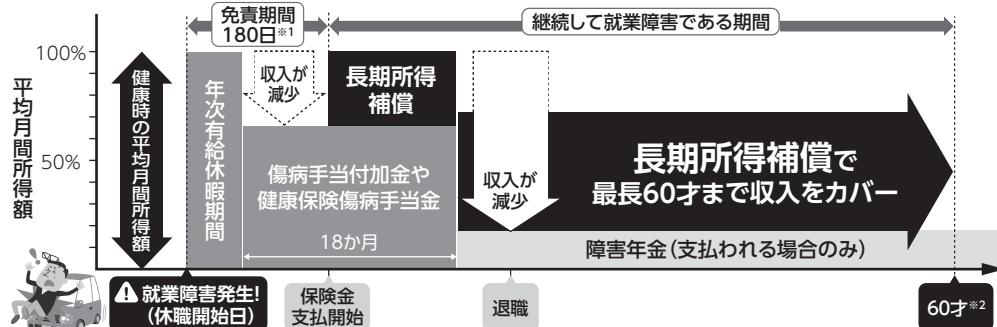


復職された場合も補償!

免責期間180日経過後に一部復職された場合でも、病気やケガで働けない状況が継続し、所得が健康時の80%未満であれば補償の対象となります。



補償のイメージ図 (注)この図は制度をわかりやすくするために簡略化したもので、所得喪失率が100%の場合を図示しています。



\*1 免責期間中に1日でも勤務(在宅勤務を含む)された場合、免責期間のカウントはリセットされます。

\*2 最長で60才到達日、もしくは3年間のいずれか長い期間(精神障害を原因とする場合は、上記期間の範囲内で最長5年間が限度となります。)



自分は健康!病気やケガで会社を長期間休むことはない!?  
→実際、加入者の約336人に1人\*に保険金をお受け取りいただいている!

病気やケガのリスクは、いつでもあなたの身近に存在しています。  
長引けば治療費などの支出は増加し、反対に会社を休むことで所得(収入)は減少していきます。



これで家族も安心!  
生活費に困る前に“長期所得補償保険”に加入し  
毎月の保険金で補填できるように備えましょう!!!

\*2021年8月1日～1年間の就業障害発生、保険金お支払い実績より

## 保険金額と保険料

保険金額(1口あたり)	5万円
補償期間(てん補期間)	60才到達日まで、もしくは3年間のいすれか長い方
免責期間	180日
加入限度口数	最大10口限度 <sup>(※1)</sup>
保険料(月払)	1口あたり 528円 <sup>(※2)</sup>

(※1)下記にて算出した口数または10口いすれか少ない方が限度口数となります。  
所得の平均月額(過去1年間の所得÷12)÷5万円(小数点以下切捨)  
(※2)保険料は年令・性別・業種を問わず同一です。  
(パナソニックグループの契約内容、損害率等に基づいて保険料を算出してあります。)



お支払いする保険金は、就業障害が発生したときの直前1年の所得の平均月額が限度となります。  
加入口数の決定にあたっては公的医療保険制度の給付内容をご勘査いただいたうえで、所得の平均月額を超えないようご注意ください。

## 保険料の計算方法

あなたにとって必要な加入口数(金額)と保険料を計算してください!

### 1 必要な加入口数 每月かかる費用を確認しましょう!

- STEP 1 住居費(住宅ローン・家賃等) ..... ① 万円  
生活費(食費・光熱水道費・通信費等) ..... ② 万円  
教育費(学費・仕送り等) ..... ③ 万円  
その他(保険・各種ローン等) ..... ④ 万円
- STEP 2 毎月かかる費用(上記①~④の合計) ..... ⑤ 万円
- STEP 3 必要な加入口数... ⑤ 万円 ÷ 5万円 = ⑥ 口  
(小数点以下切捨)



### 2 加入口数の限度 加入できる口数の上限を確認しましょう!

- STEP 1 過去1年間の所得は... ⑦ 万円 所得は「源泉徴収票の支払金額欄」または「給与明細」を参考
- STEP 2 所得の平均月額は... ⑦ 万円 ÷ 12か月 = ⑧ 万円
- STEP 3 加入口数の限度は... ⑧ 万円 ÷ 5万円 = ⑨ 口  
(小数点以下切捨)

### 3 月払保険料 每月給与控除される保険料を計算しましょう!

月払保険料... 加入口数 □ 口 × 528円 = □ 円

⑨加入口数限度内であれば、加入口数は1口~10口までご自由に設定できます!

\*加入限度口数(ご注意)についてご確認のうえで、必要な口数をご設定ください。



### こんな給付を受けている場合は、保険金を受け取れる?

- ①休職手当や健康保険傷病手当等の給付を受けている
- ②障害年金等の公的給付を受けている

いずれの場合も給付の有無や金額にかかわらず、  
**保険金をお受け取りいただけます。**

\*業務上の事由または通勤により被ったケガおよび業務上の病気が原因の場合は、保険金お支払いの対象外となります。

\*同種の補償に加入されている場合、お支払限度額を超えた部分はいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない可能性があります。



### 免責期間180日以内に退職した場合は?

就業障害発生日に保険に加入されれば、  
**保険金をお受け取りいただけます。**

免責期間中に退職され保険料の給与控除が終了していても、保険金お支払いの条件を満たしている状況が続く限り最長で60才到達日、もしくは3年間のいすれか長い方の期間\*、保険金をお受け取りいただけます。

\*精神障害を原因とする場合は、上記期間の範囲内で最長5年間が限度となります。



### 現在59才、継続するメリットはありますか?

はい。

退職までに就業障害が発生し、退職後に、免責期間180日を超える場合は、60才を迎えても保険金お支払いの条件を満たしている状況が続く限り、最長3年間**保険金をお受け取りいただけます。**



## 募集要領

### 保険期間

2024年8月1日前0時から2025年8月1日 午後4時までの1年間

\*ただし、翌年度も引き続きご加入の場合、本加入内容の適用は2025年7月31日午後12時までとし、翌日午前0時から翌年加入内容での適用となります。



### 保険料の払込方法

2024年8月給与より毎月給与控除されます。

<税法上の取扱い>(2023年12月現在)

払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

### 加入資格者および被保険者(補償の対象者)となれる方

パナソニックホールディングス株式会社およびパナソニックホールディングス株式会社の関係会社の役員、社員、常勤嘱託\*、雇員、定時社員である60才未満の方(2024年8月1日現在)に限ります。

\*個別の契約に基づきます。

### 自動継続方式

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じた口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(保険料につきましては毎年、ご加入者間で加重平均を行い算出されます。)

(注)退職時または2024年8月1日現在の満年令が60才の方はお手続きの有無にかかわらず「自動解約」となります。

# Q & A

## ご加入時に

**Q1 現在、糖尿病でインシュリン投与の治療を受けていますが加入できますか?**

A1 できません。健康状況告知欄の質問事項の「はい」に該当される方は、加入することができません。

**Q2 継続時は健康状況告知が必要ですか?**

A2 いいえ、増口がなければ必要ありません。健康なうちのご加入をおすすめいたします。

**Q3 将来、保険金額を増額することはできますか?**

A3 できます。次年度以降の一斉募集時に加入口数を増口することができます。

ただし、増口時に4ページ健康状況告知欄の質問事項の「はい」に該当される方は、増口はできません。(従前の保険金額による継続は可能です。)

**Q4 2年前から既に健康状況告知欄 質問2の告知対象の病気にかかっていますが、この1年間は1週間しか通院していません。加入できますか?**

A4 できません。質問2の告知対象の病気については、通院回数や通院期間に関わらず、過去2年以内に告知対象のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがある場合には加入することはできません。

## 保険金について

**Q1 いつまで保険金を受け取ることができますか?**

A1 60才到達日まで、もしくは3年間のいずれか長い方で、たとえば、次のいずれかに該当するまで保険金を受け取ることができます。(下記Q3も併せてご覧ください。)

- 死亡するまで
- 完全に復帰できる状態になるまで
- 所得が健康時の80%以上になるまで

**Q2 退職しても保険金を受け取ることができますか?**

A2 はい。退職しても就業障害の状態により、保険金のお支払対象となる限り、保険金を受け取ることができます。

**Q3 免責期間180日とはどのような状態ですか?**

A3 保険金をお支払いしない就業障害が継続する期間(180日)をいいます。つまり、連続した休職中\*であり、一度も勤務(在宅勤務も含む)されていないことが条件となります。  
\*休職中には有給(年次有給休暇期間・公休等)も含まれます。

**Q4 精神障害でも保険金を受け取ることができますか?**

A4 はい。免責期間180日を超えて就業障害が継続した場合、最大5年間(ただし、Q1のてん補期間を超えないものとします。)保険金を受け取ることができます。ただし、アルコール依存による精神障害等一部補償の対象とならない場合があります。

**Q5 会社から休職手当が給付されている期間中は、保険金は支払われないのでですか?**

A5 いいえ、会社からの休職手当や健康保険からの傷病手当金、障害年金などの公的給付とは別に保険金をお支払いいたします。傷害保険・介護保険・各種生命保険とも別に保険金をお支払いいたします。  
\*他の団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、共済契約等の同種の保険等がある場合の扱いについては5ページをご参照ください。

**Q6 身体障害の回復状況はどのように判断されるのですか?**

A6 ご請求時にご提出いただく請求書類(医師の診断書等)より判断されます。

**Q7 一部復職とはどのような状態ですか?**

一部復職した場合、保険金はいくら受け取れるのでしょうか。

A7 一部復職とは、身体障害が残ったまま職場に復帰または転職し、働くことに支障がある状態です。

【例】 条件: 健康時の各月の所得:50万円

回復後の各月の所得:30万円

加入保険金額:月額20万円(4口)の場合

受取保険金:1か月につき8万円\*

\* $20\text{万円} \times \{1 - 30\text{万円}(回復後所得) \div 50\text{万円}(健康時所得)\} = 8\text{万円}$

**Q8 所得が減少したことは、どのように確認するのですか?**

A8 源泉徴収票や給与明細書で確認いたします。

**Q9 保険金をどのように受け取ることができますか?**

A9 てん補期間中の就業障害である期間が1ヶ月以上継続する場合には、1ヶ月を単位に請求いただしが可能です。

**Q10 業務上の災害は保険金を受け取ることができますか?**

A10 いいえ、できません。通勤災害や業務上の疾病も対象になりません。

**Q11 5ページ「保険金をお支払いしない主な場合」に記載の「通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたとき」とは、どのような場合ですか?**

A11 過去の定期健診や人間ドックにて医師から要治療等の指示を受けていた場合をいいます。

**Q12 うつ病を発症し就業障害となり、保険金を受け取りました。その後、無事復帰できましたが、復帰後6か月以内に、再びうつ病を発症し就業障害となってしまいました。この就業障害は保険金の支払い対象となりますか?**

A12 はい、なります。はじめの就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内の就業障害の場合は、はじめの就業障害と同一の就業障害とみなしますので、免責期間180日を待つことなく、保険金支払いが可能となります。ただし、この場合、同一の就業障害ですので、はじめの就業障害から最長5年間の補償となります(Q4も参照ください)。  
ただし、復職後(含む一部復職)6か月以上、給与が就業障害前と同じか就業障害前の80%以上の状態が継続し、その後同じ病気で就業障害となった場合は、別の就業障害とみなしますので、免責180日が適用されます。

**Q13 住所が変更となりました。何か手続きは必要ですか?**

A13 長期所得補償保険は住所の登録を必要としない福祉制度のため、住所変更のお手続きは必要ありません。

# 健康状況の告知について

## 健康状況告知書ご記入(入力)のご案内



以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知欄」にご記入(入力)ください。加入申込票にはEPOCH申込画面を含みます。

(継続加入の場合で、保険責任を加重<sup>(\*)</sup>することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。)

(\*)支払基礎所得額の増額(加入口数の増加)等、補償を拡大することをいいます。

### ① 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

### ② 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知欄」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

### ③ 書面(またはEPOCH申込画面)によるご回答のお願い

- ・パナソニック保険サービス株式会社には告知受領権があり、パナソニック保険サービス株式会社に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・パナソニック保険サービス株式会社への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知欄」へのご記入(入力)にてご回答いただきますようお願いします。

### ④ 健康に関する告知が必要な方

- ・「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知欄」質問事項のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

### ⑤ 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客様へ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知欄」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

### ⑥ 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

ご加入をお受けした場合でも、加入日(この保険契約の初年度契約および継続契約を通じて初めてこの保険契約の被保険者となった日をいいます。ただし、脱退後、再加入了の被保険者については直近の再加入日をいうものとします。以下同様とします。)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療・診察(経過観察のための診察を含みます)・診断を受けていたとき、または、医師等の指示により治療のために服薬をしていたとき、あるいは、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いしません。

### ⑦ その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知欄」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

## 健康状況告知書質問事項

### ① 健康状況の確認

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。
- 「団体長期障害所得補償保険」にお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には必ず被保険者(補償の対象者)となる方ご自身が、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。

#### 告知対象外となる 傷害・疾病一覧

#### ●ケガ\* ●正常分娩

\*以下については、疾病として告知対象となります。  
脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷

「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問1,2につきご回答ください。

質問1,2の回答のいずれかが「はい」の場合:お引受けできません。

質問1,2の回答のいずれも「いいえ」の場合:お引受けします。

質問1 次のいずれかに該当しますか(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等<sup>\*</sup>は除きます)。  
①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等<sup>\*</sup>をすすめられている。  
②告知日(ご記入日)より過去2年内に病気で、継続して14日以上の入院をしたことがある。  
※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。

質問2 告知日(ご記入日)より過去2年内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査<sup>\*</sup>・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。  
①「がん」、「上皮内がん」  
②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」  
③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」  
※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

### ② 医師の診断

ご加入に際しては、医師の診査は不要ですが、保険金請求時には必要となります。

## 生活サポートサービスのご案内

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。

長期所得補償保険のご加入者とその同居のご家族向け専用サービスです。

専用  
ダイヤル 0120-665-880

#### 健康・医療



年中無休24時間対応  
(メンタルヘルス相談以外)  
医師相談は一部予約制

#### 認知症・行方不明時の 対応相談

年中無休24時間対応

#### 介護



年中無休  
24時間対応

#### 暮らしの相談

平日14:00~17:00

#### 情報提供・ 紹介サービス

平日10:00~17:00

#### 暮らしのトラブル相談(法律相談)

暮らしの税務相談(弁護士・税理士の相談は予約制)

お客様の行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している事業、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関する相談はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

- 平日とは、土日・祝日・年末年始を除いた月~金をいいます。●お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- 本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

# 保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、6ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。  
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)



## お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約等の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)等をご参照ください。

(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)等は保険契約者が保管しています。

普通保険約款の 補償内容	<p>〈ご注意〉被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。</p> <p>補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。</p> <p>補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。</p> <p>(*)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。</p>
-----------------	---

1. 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害<sup>\*</sup>を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害<sup>\*</sup>が開始した場合に限り、てん補期間<sup>\*</sup>中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額<sup>\*</sup>を基に普通保険約款等の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は制度説明書に記載された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなつた場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険	<p><b>身体障害<sup>*</sup>により、就業障害<sup>*</sup>となつた場合</b></p> <p>てん補期間<sup>*</sup>中の就業障害<sup>*</sup>である期間1か月につき、次の額をお支払いします。</p> $\text{支払基礎所得額}^{*} \times \text{所得喪失率}^{*} \times \text{約定給付率}^{*}(100\%)$ <p>(注1)お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、最高保険金支払月額<sup>*</sup>(50万円)を限度とします。</p> <p>(注2)てん補期間は60才に達する誕生日の前日まで、もしくは3年間のいづれか長い期間を限度とします。(精神障害の場合は上記を超えない範囲で最大5年間を限度とします。)</p> <p>(注3)支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額<sup>*</sup>を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>(注4)てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合はまたは1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>(注5)同一の身体障害<sup>*</sup>により、免責期間<sup>*</sup>を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となつた場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>(注6)保険金または共済金が支払われる他の保険契約等<sup>*</sup>がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額<sup>(*)</sup>の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額<sup>(*)</sup></li> <li>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額<sup>(*)</sup>を限度とします。</li> </ul> <p>(*)他の保険契約等がないものとして算出した支払べき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p><b>【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</b></p> <p>就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いづれか低い金額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となつた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>1) 新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害<sup>*</sup>になった場合、就業障害の原因となった身体障害<sup>*</sup>について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察(経過観察のための診察を含みます)、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>2) 次のいづれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害</li> <li>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害</li> <li>③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害</li> <li>④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害<sup>(*)1</sup></li> <li>⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害</li> <li>⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害</li> <li>⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害<sup>(*)2</sup></li> <li>⑧被保険者が次のいづれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害</li> <li>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</li> <li>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</li> <li>⑨被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害(6ページ記載のお支払い対象となる精神障害を除きます)</li> <li>⑩発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害<sup>(*)3</sup></li> </ul> <p>など</p> <p>(*)1)テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(*)2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(*)3)病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p>	

●「天災危険補償特約」がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害<sup>\*</sup>の場合も、保険金をお支払いします。

●「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害を被り、これを原因として発生した就業障害<sup>\*</sup>についても保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払期間は下記「保険金支払限度期間(てん補期間)」をご参照ください。お支払いの対象となる「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目<sup>\*</sup>中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害です。

(1)F04～F09、(2)F20～F51、(3)F53～F54、(4)F59～F63、(5)F68～F69、(6)F84～F89、(7)F91～F92、(8)F95、(9)F99

\*分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

●女性の被保険者には「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされているため、妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害により就業障害<sup>\*</sup>となった場合についても保険金をお支払いします。

<b>保険金支払限度期間 (てん補期間)</b>	(1)就業障害となり、180日を超えて60才到達日 <sup>*</sup> まで、もしくは3年間のいずれか長い方(60才到達日 <sup>*</sup> もしくは3年間のいずれか長い方をもってお支払いは終了します。 ※60才に達する誕生日の前日をいいます。 (2)就業障害のうち、精神障害を原因とする場合は、180日を超えて最長5年間。ただし、(1)のてん補期間を超えないものとします。	
------------------------------	--	--

補償条件に関する主な特約	特約名	概要
	<b>業務上の身体障害 対象外特約</b>	<b>業務上の身体障害による就業障害<sup>*</sup>については保険金お支払いの対象外とする特約です。</b> (注)「業務上の身体障害」とは、業務上の事由または通勤により被ったケガおよび業務上の病気 <sup>(*)</sup> による身体障害をいいます。 <sup>(*)</sup> 業務上の事由により被った病気であって、労働者災害補償保険法等に定める保険給付または補償の支給決定が行われたものをいいます。

## ※印の用語のご説明



<b>カ行</b>	<b>回復所得額</b>	免責期間 <sup>*</sup> 開始以降に業務に復帰して得た所得 <sup>*</sup> の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
<b>サ行</b>	<b>最高保険金支払月額</b>	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる金額(50万円)をいいます。
	<b>支払基礎所得額</b>	保険金の算出の基礎となる額をいい、 <u>1口あたり保険金額</u> × <u>加入口数</u> によって算出した額となります。
	<b>就業障害</b>	被保険者が身体障害 <sup>*</sup> を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している状態をいいます。てん補期間 <sup>*</sup> 開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に從事していた業務に全く從事できないか、または一部從事することができず、かつ所得喪失率 <sup>*</sup> が20%超であることをいいます。免責期間 <sup>*</sup> 中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも從事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
	<b>所得</b>	業務に從事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害 <sup>*</sup> となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
	<b>所得喪失率</b>	次の算式によって算出された割合をいいます。 $\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に 対応する各月における所得の額}}$ <p>ただし、所得<sup>*</sup>の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害<sup>*</sup>の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。</p>

<b>タ行</b>	<b>身体障害</b>	傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
	<b>他の保険契約等</b>	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
	<b>てん補期間</b>	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間 <sup>*</sup> 終了日の翌日からその日を含めて60才に達する誕生日の前日まで、もしくは3年間のいずれか長い期間をいいます。 「精神障害補償特約」がセットされているため、この特約による保険金のお支払いは、上記保険金支払限度期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「5年間」が限度です。ただし、上記保険金支払限度期間の(1)を超えないものとします。
<b>ハ行</b>	<b>平均月間所得額</b>	被保険者の就業障害 <sup>*</sup> が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。 $\text{平均月間所得額} = \frac{\text{(年間収入額}^{(*)1}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(*)2})}{12(\text{か月})}$ <p>ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護目的とした休業を取得したことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。</p> <p>(*1) 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。</p> <p>(*2) 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。</p>
<b>マ行</b>	<b>免責期間</b>	保険金をお支払いしない就業障害 <sup>*</sup> が継続する期間(180日)をいいます。
<b>ヤ行</b>	<b>約定給付率</b>	保険金の算出の基礎となる率(100%)をいいます。

# 長期所得補償保険について

〈団体長期障害所得補償保険〉

加入申込票の記入(入力)事項について	<ul style="list-style-type: none"><li>●加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合または保険会社からの特段のご案内がない場合、保険契約者である団体は前年ご加入の内容に応じた口数で保険会社に保険契約を申し込みますので今回の募集においては前年同様の口数での自動継続加入の取扱いとします。保険事故の内容や年令等により保険会社より加入をお断りすることがありますので、来年度以降の保険募集の案内をよくご確認ください。</li><li>●ご加入後に記載(入力)事項の変更が生じる場合には、事前にパナソニック保険サービス株式会社にご連絡ください。ご通知がないときは、保険金をお支払いしないことがあります。</li><li>●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できることや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。</li><li>●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以後の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。</li><li>●ご加入の内容につきましては、「わたしの保険手帳」「EPOCHシステム」の福祉申込画面、もしくは給与明細の福祉制度加入状況にてご確認ください。</li><li>●加入申込票にはEPOCH加入申込手続き画面を含みます。また、EPOCH加入申込手続き画面でお手続きの場合、制度説明書に記載の「記入」を「入力」に読み替えてください。</li></ul>
中途加入の取扱いについて	<p>原則、中途加入はできません。 ただし、以下の場合は中途加入できます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●入社後1年未満にお申込みの場合 申込日(毎月10日締切)の属する月の翌月1日が中途加入日(補償開始)となります。</li></ul>
中途脱退の取扱いについて	<p>下記の場合、中途脱退ができます。(自動的に脱退となります。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●退職をした場合 (注)長期所得補償保険は在職中の制度であり、退職した場合は脱退となります。 脱退日は原則、最終給与控除月の翌月1日24時となります。</li></ul>
団体割引について	<p>団体割引(30%)、経験損害率による割引(33%)を乗算で適用しています。 ※前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増引率が適用されます。</p>
保険金をお支払いする場合に該当したとき	<ul style="list-style-type: none"><li>●保険金をお支払いする場合に該当したときは、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。</li></ul> <p>〈保険金支払いの履行期〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(*)1</sup>をご提出いただいからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認<sup>(*)2</sup>を終えて保険金をお支払いします。<sup>(*)3</sup></li></ul> <p>(*)1保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。</p> <p>(*)2保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。</p> <p>(*)3必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。</p>
保険金をお支払いする場合に該当したとき	<p>〈柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。</li></ul> <p>〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。</li></ul> <p>【ご提出いただく書類】</p> <p>以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・引受保険会社所定の保険金請求書</li><li>・引受保険会社所定の同意書</li><li>・事故原因・損害状況に関する資料</li><li>・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)</li><li>・引受保険会社所定の診断書</li><li>・診療状況申告書</li><li>・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書</li><li>・死亡診断書・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類</li><li>・休業・所得証明書</li><li>・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書等)</li></ul> <p>事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。</p> <p>〈代理請求人について〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(*)</sup>等(以下「代理請求人」といいます。詳細は<sup>(注)</sup>をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。</li></ul> <p>(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(*)</sup>」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」</li><li>③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者<sup>(*)</sup>」または「上記②以外の3親等内の親族」</li></ul> <p>(*)法律上の配偶者に限ります。</p>
保険金を請求する場合	180日を超えて業務に従事できない見込みの場合は、速やかに病気やケガの状況について、事業場人事福祉担当部門を経由して、パナソニック保険サービス株式会社にご連絡ください。請求の際の必要書類等についてご案内いたします。なお、保険金をお支払いする事故が生じた場合、お支払いの内容により、継続契約のお引き受けをお断りしたり、お引き受けの条件を制限させていただくことがあります。

業務復帰に 関しての ご注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者は、就業障害になった場合は、所得の喪失の発生および拡大の防止のため業務復帰に努めなければなりません。</li> <li>●引受保険会社は、被保険者が就業障害の状態になった場合には、保険契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。</li> <li>●引受保険会社は、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用を支払います。</li> </ul>
保険契約者	<p>この保険は、パナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかつ場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。</p> <p>この保険はパナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。</p>
引受保険会社	<p>この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は三井住友海上火災保険株式会社(幹事保険会社)、東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社となります。なお、引受割合についてはパナソニック保険サービス株式会社にお問い合わせください。</p>
補償の重複	<p>この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体長期障害所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。</p>

## ご加入内容確認事項

### ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入(入力)いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

- 1** 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

- 2** 加入申込票への記載・記入(入力)の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入(入力)いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入(入力)の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入(入力)いただいているですか?  
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入(入力)ください。  
\*ご記入(入力)いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。  
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入(入力)されていますか?
- \*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。  
上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
- 支払基礎所得額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の範囲内となるような口数でお申込みされていますか?
- 被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知欄」に正しくご記入(入力)いただいているですか?

- 3** 次のいずれかに該当する場合にはEPOCH入力または「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(補償内容の変更など)
- 既にご加入されているがご継続されない場合

# 長期所得補償保険 重要事項のご説明

〈団体長期障害所得補償保険〉

## 契約概要のご説明

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点についてはパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者がパナソニック保険サービス株式会社または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービス株式会社または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 1 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	パナソニックホールディングス株式会社およびパナソニックホールディングス株式会社の関係会社の役員、社員、常勤嘱託、雇員、定時社員である60才未満の方(2024年8月1日現在)*
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

\*健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

### (2)補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は本パンフレットのとおりです。詳細は普通保険約款・特約等に基づきます。

#### ①保険金をお支払いする場合(支払事由)とお支払いする保険金の額

本パンフレット(5~6ページ)をご参照ください。

#### ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本パンフレット(5~6ページ)をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

### (3)セットできる主な特約およびその概要

本パンフレット(5~6ページ)をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約等に基づきます。

### (4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票および本パンフレット(1、2ページ)の保険期間欄にてご確認ください。

### (5)引受条件

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客様が実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、本パンフレット(2ページ)の保険金額欄および加入申込票等にてご確認ください。また、口数につきましては、平均月間所得額の範囲内でお決めください。詳しくはパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、前記のとおり口数を設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

## 2 保険料

保険料は年令・性別を問わず同一です(保険料につきましては毎年、ご加入者間で加重平均を行い算出されます)。お客様が実際にお払込いただく保険料につきましては、加入申込票および本パンフレット(2ページ)にてご確認ください。

## 3 保険料の払込方法について

本パンフレット(1、2ページ)をご参照ください。

## 4 満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

## 5 解約返り金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金として返還します。ただし、この保険は月払のため、ご加入の脱退(解約)に際して一般的には解約返り金は発生しません。始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みしていただくべき保険料のお払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返り金」をご参照ください。



## ⑦ 解約と解約返れい金

この保険は、一斉募集期間中、退職をした場合を除き、原則として中途脱退(解約)はお取扱いしておりません。ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社に速やかにお申出ください。

また、この保険は月払のため、ご加入の脱退(解約)に際して一般的には解約返れい金は発生しません。始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することができます。

## ⑧ 保険会社破綻時等の取扱い

### 〈経営破綻した場合等の保険契約者等の保護について〉

●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

●損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

## ⑨ 個人情報の取扱いについて

本パンフレット(12ページ)をご参照ください。

## ⑩ 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約・減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

### (1) 現在のご契約について解約・減額などをされる場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

### (2) 新たな契約(団体長期障害所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお受けできない場合があります。

②新たな契約の保険期間の開始時より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。

③新たな契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料<sup>(\*)</sup>を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(\*)保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

## この保険商品に関するお問い合わせは

### 【代理店】パナソニック保険サービス株式会社

住 所:〒571-0057

大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階

T E L:0570-087-115

eメール:pisj\_hoken@ml.jp.panasonic.com

営業時間:平日 9時~17時30分(土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日は除く)

社会情勢・行政からの要請等により、営業時間が変更になる場合がございますのでご了承願います。

## 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

### 「三井住友海上お客様デスク」

**0120-632-277** (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



## 万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なくパナソニック保険サービス株式会社または事故受付センターまでご連絡ください。

### 24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)

事故は いち早く

## 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただけ、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

**0570-022-808** [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]

・受付時間 [平日 9時15分~17時(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかげ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

